様式第26

施行規則第19条第3項の規定による確認取消通知書

番　号
年　月　日

会社所在地
会　社　名
代表者の氏名　　殿

都道府県知事　　印

年　月　日付けの中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項　□第1号　□第2号　□第3号　の確認（施行規則第18条第1項、第2項、第3項、第4項、第7項又は第8項の変更の確認があった場合にあっては、変更後の確認）については、下記の理由により、確認を取り消します。

記

確認を取り消す理由

（備考）
用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

（記載要領）
① 施行規則第19条第1項又は第2項各号のうち、確認の取消しの理由となっているものを具体的に記載する。
② 申請者が個人である場合には、記名欄には住所及び氏名を記載する。

**附　則**

（施行期日）
**第一条**　この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。

（経過措置）
**第二条**　この省令による改正後の中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に他の個人である中小企業者の特定事業用資産を贈与により取得した場合に適用する。
2　新規則の規定は、平成三十一年一月一日以後に他の個人である中小企業者の特定事業用資産を相続又は遺贈により取得した場合に適用する。
3　新規則第一条第十二項ただし書及び第十三項ただし書の規定は、この省令の施行の日以後にこれらの規定に規定する事由が生ずる場合に適用する。
4　この省令の施行の日から平成三十四年三月三十一日までの間における新規則第六条第十六項第七号ニの規定の適用については、この規定中「十八歳」とあるのは「二十歳」とする。

**○経済産業省令第四十一号**

中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十三条第三項の規定に基づき、中小企業等経営強化法施行規則の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日　　経済産業大臣　世耕　弘成

中小企業等経営強化法施行規則の一部を改正する省令

中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （経営力向上設備等の要件）<br>**第八条**　（略）<br>2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<br>一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの<br>イ　（略）<br>ロ　（略） | （経営力向上設備等の要件）<br>**第八条**　（略）<br>2　前項の設備等のうち、経営力向上に著しく資する設備等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。<br>一　次の表の上欄に掲げる指定設備であって、次に掲げるいずれの要件（当該指定設備がソフトウエア（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下この号及び次号において同じ。）である場合及びロの比較の対象となる設備が販売されていない場合にあっては、イに掲げる要件に限る。）にも該当するもの<br>イ　（略）<br>ロ　（略） |